指摘の概要	措置内容	措置状況
〇 意 見		
1 全庁ファイルサーバの「保存文書フォルダ」に		
ついて		
(2)電子データの保存及び廃棄の手順について	全庁ファイルサーバは,各所属	措置済
文書管理システムでは,電子決裁することで,文	がそれぞれに導入している NAS 等	
書をどの簿冊で何年間保存するかについて、課長の	のバックアップ態勢等が不十分な	
判断をあおぐことができるが、全庁ファイルサーバ	状況を改善するために導入された	
の場合は、電子データを保存するフォルダ(文書分	もので、あくまでもサーバである	
類及び保存期間)を選択するにあたり、課長の承認	ことから、情報処理システムのよ	
等の組織的なチェックを受ける仕組がなく、職員個	うな機能は期待できない。	
人の判断で保存先のフォルダを選んでいる。	そこで、全庁ファイルサーバに	
また、文書管理システムでは簿冊の一括廃棄につ	はサーバとしての制約があること	
いてシステム上の作業手順の定めがあるが,全庁	を前提に,保存期間が満了した際	
ファイルサーバでは、保存期間が満了した際の電子	の電子データの廃棄方法について	
データの廃棄方法について,現時点では具体的な作	は,「保存期間満了文書に係る文書	
業手順は定まっていない。	管理システム処理及び廃棄等措置	
現在,各課のNAS等から全庁ファイルサーバへの	について(依頼)(令和元年7月12	
移行作業期間中ではあるが、今後に向けて、全庁	日付け行業第 658 号・企情第 2314	
ファイルサーバにおける電子データの保存及び廃棄	号)」の公文書保存媒体別の廃棄等	
の具体的な作業手順を定められたい。	の措置の中で、廃棄の作業手順を	
(行財政局総務課,企画調整局情報化戦略部)	周知した。	
	また、電子データを保存する際	
	の留意事項については,「年度当初	
	における公文書事務について(通	
	知)(令和2年5月7日付け行業第	
	165 号)」において, 保存する文書	
	の分類及び保存期間等についての	
	所属内ルールを作成することを周	
	知した。	
	(行財政局業務改革課)	
	全庁ファイルサーバは各所属が	措置済
	電子データの記録媒体として利用	10 12 17
	する NAS の代替手段として導入さ	
	れたものであり、データの保管場	

平成30年度 行政監査(監査対象:行財政局・企画調整局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
	所である一般的なファイルサーバ	
	としての利用を目的としているた	
	め、ファイル保存時の所属長によ	
	る確認機能や保存期限が到来した	
	ファイルの自動削除機能など,情	
	報システムのような機能での公文	
	書管理規定に則った運用には対応	
	し難いのが実情である。このよう	
	な利用上の制約を踏まえつつ,電	
	子データの廃棄手順については,	
	行財政局よりすでに周知がされて	
	いるところである。なお、令和2	
	年度当初にはデータ保存の際の留	
	意事項についても,保存する文書	
	の分類及び保存期間等についての	
	所属内ルールを作成することを行	
	財政局より周知している。	
	なお,保存文書に関しては,決	
	裁の添付資料や正式な施行文等文	
	書管理システム上で保存年限等に	
	あわせて保存されるため, 文書管	
	理システム上での保存へと極力移	
	行させる方針である。	
	(企画調整局情報化戦略部)	